

日本認定機関協議会会則

制定 平成18年5月16日

改正 平成28年2月15日

(名称)

第1条 本会は、名称は「日本認定機関協議会」（英文名称：Japan Accreditation Council:略称はJAC）とする。

(目的)

第2条 本会は、認定機関としての経験を広く共有し、我が国全体として、認定機関の信頼性向上と技術レベルの向上を図るとともに、認定制度の啓発・普及を行う観点から取り組むべき事業を行い、もって日本の適合性評価制度全体の信頼性・透明性の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 認定の信頼性、技術の向上のために必要な共通課題への対応及び共通インフラの整備
- (2) 国内外の適合性評価・認定に関する情報収集、情報交換
- (3) 認定制度の普及啓発活動
- (4) その他、協議会の目的達成のために必要な事項

(メンバー等及びその参加資格)

第4条 本会は、協議会の目的に賛同する以下の条件に該当する者の自主的参加によって構成される。

- (1) メンバー
国内の適合性評価機関を認定、登録又は指定している機関及びその協力機関
- (2) オブザーバ
国内の適合性評価制度にかかわる関係省庁及びメンバーがオブザーバとして承認する機関
- (3) 関係者
メンバーが関係者として承認する適合性評価制度の有識者

(注) ここで、適合性評価機関とは、試験所、校正機関、製品認証機関、マネジメントシステム審査登録機関、検査機関、要員認証機関等を含む。

(組織・運営)

第5条 本会の組織・運営体制は次のとおりとする。

- (1) 形態
本会の運営形態は、参加者の自主性による拘束されない緩やかな連携とする。
- (2) 組織
本会に運営委員会を置く。
運営委員会は、協議会の方針、活動内容、委員会等の設置、その他全体に関する事項の検討を行うものとする。
運営委員会での決議により、その他の委員会を設置し、各委員会は必要に応じワーキンググループを設置することができる。
各委員会及びワーキンググループについては、当面特に議長等は選出せず、コンセンサスを原則とする。また、必要な場合、外部の専門家を委員会及びワーキンググループに招くことができる。

(活動範囲)

第6条 本会の活動範囲は、次のとおりとする。

- ・ 認定の同等性を確保するための、認定審査員養成共通研修、認定審査員向けセミナー等の

開催

- ・ 認定結果の相互受入れや合同審査の実施に関する検討、
- ・ 試験所・製品認証機関等の認定制度では統一的な技能試験の実施、
- ・ IAF、ILAC等の認定機関の国際フォーラムへの対応、
- ・ 認証機関や試験所等、さらには、消費者団体や事業者団体など認定制度のユーザーとの意見交換を通じた認定制度の継続的改善
- ・ 日本工業標準調査会（JISC）を通じたISO/CASCOへの提言活動、
- ・ 認定制度に関する普及広報活動
- ・ その他、メンバーが必要と認めた活動

（事務局）

- 第7条 事務局は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターに置くものとする。
- 2 事務局は、第2条に掲げる目的を達成するための認定機関協議会の活動全般に関する事務を担当する。

（議事録）

- 第8条 会合を開催した場合、議事録案は事務局が作成し、メンバー全員に配布し、速やかに確定するものとする。
- 2 確定された議事録は、原則として協議会メンバー全員に配布するものとする。

（費用等の負担）

- 第9条
- （1）協議会メンバーの会議参加のための交通費等は、自己負担とする。
 - （2）事務局の運営に必要な費用については、製品評価技術基盤機構が負担する。
 - （3）その他は合意により負担するものとする。

（会則）

- 第10条 この会則は、運営委員会の決定によって変更できる。

（解散）

- 第11条 本会は、運営委員会の決定をもって解散することができる。

附 則

- この会則は、平成18年5月16日より施行する。

附則

- この会則は、平成28年2月15日より施行する。

以上